

香川県公共交通利便性向上等支援事業費補助金の概要

令和7年5月19日

1 事業の目的

公共交通の利便性の確保を図るとともに、担い手確保の取組を推進するため、交通事業者が実施する利便性向上・業務効率化に資する設備導入や職場の労働環境改善に資する施設改修に要する経費等に対して補助金を交付するもの。

2 補助対象事業者

次のいずれにも該当する事業者であること。

(1) 次のいずれかに該当する事業者であること。

ア バス事業者・・・道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに定める一般乗合旅客自動車運送事業又は同号ロに定める一般貸切旅客自動車運送事業を営業者で、かつ、県内に本社又は主たる事業所を有するもの

イ タクシー事業者・・・道路運送法第3条第1号ハに定める一般乗用旅客自動車運送事業を営業者で、かつ、県内に本社又は主たる事業所を有するもの

ウ 鉄道事業者・・・鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第2項に規定する第一種鉄道事業を営業者で、かつ、県内に本社を有するもの

(2) 交付申請時及び実績報告時に(1)に該当する事業を休止し、又は廃止していないこと。

3 補助対象経費

補助対象経費及び具体例は以下のとおり。

補助対象経費	具体例
①利便性向上・業務効率化に資する設備導入等に要する経費	○キャッシュレス決済端末の導入費 ○配車を目的としたアプリなどの導入費 ○翻訳機器の導入費 ○無線 Wi-Fi 設置費（車内・車両内） ○運行管理システムの導入費 ○ドライブレコーダーの導入費 ○防犯カメラの設置費（車内・車両内）
②職場の労働環境改善に資する施設改修等に要する経費	○トイレの整備・改修費 ○更衣室の整備・改修費 ○休憩室の整備・改修費 ○浴室の整備・改修費 ○エアコンの設置費 ○運転士の子を預かる託児所などの施設整備費

留意点については以下のとおり。

○国、市町等が実施する他の補助金の交付を受ける事業については、補助対象経費から当該他の補助金の額を除いた額を補助対象経費とする。ただし、以下の事業については本補助事業の対象外とする。

- ・ 県が実施する他の補助事業に採択されている事業
- ・ 県が実施する香川県地域公共交通アップデート支援事業費補助金を活用した市町の補助金の交付を受ける事業

○補助対象経費は、香川県内で実施される事業に要する経費に限る。

※以下のものは、補助対象経費に含めることができない。

- ・ 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税
- ・ 以下に該当する経費
 - ① 直接人件費
 - ② 租税公課、減価償却費、一般管理費
 - ③ 補助事業の遂行に必要なものと明確に特定できない（汎用性があり目的外使用になり得るもの、本補助事業以外にも使用するもの等）経費
 - ④ 物品やサービスなどの支払先や支払内容が確認できない（領収書、レシート等がない）経費
 - ⑤ 交付決定前に実施した事業の経費（ただし、令和7年4月1日以降に実施した事業について、領収書等で確認できた場合は、補助対象とする。）
- ・ その他、公的資金の用途として、社会通念上、不適切と認められる経費

4 補助金の算出方法

下記の補助上限額及び補助率は以下のとおり。

補助上限額：

①利便性向上・業務効率化に資する設備導入に要する経費等：50万円／事業者

②職場の労働環境改善に資する施設改修に要する経費等：50万円／施設

複数の建物が一連の敷地内に整備されている場合は、当該複数の建物を一つの施設とみなします。例えば、運転手の宿泊室がある建物に隣接した別の建物に、トイレやシャワー室等が整備されている場合は、これらの建物を1つの施設とみなすことになり、1施設分の補助上限額（50万円）が適用されます。

補助率：1／2

※予算の範囲内において補助金を交付するため、申請状況によっては、上記の補助上限額、補助率を下回る場合がある。

※また、②職場の労働環境改善に資する施設改修に要する経費等については、複数施設に係る申請も可能だが、申請状況によっては、1事業者ごとの施設数を限定して配分する場合がある。

5 申請手続き

○申請の受付期間

受付期間：令和7年6月2日（月）から令和7年6月30日（月）まで

交付決定：令和7年7月下旬（予定）

○受付方法

香川県電子申請・届出システムで申請を行ってください。

URL：https://apply.e-tumo.jp/pref-kagawa-u/offer/offerList_detail?tempSeq=9308

○申請に必要な書類及び提出方法

申請書類の提出方法は下記の表のとおりです。

申請書類	提出方法
・交付申請書（様式第1号） ・事業を営んでいることを証する書類（許可証の写し等） ・申請事業の実施前の状況が分かるもの ・見積書の写しその他補助対象経費の積算の根拠となる資料 ・補助金申請額計算書（様式第1号別紙1） ・事業計画書（様式第1号別紙2） ・収支予算書（様式第1号別紙3） ・その他知事が必要と認める書類	電子申請
・誓約書〔原本に限る〕 ・直近1か月以内、かつ令和7年6月30日までに発行された県税の納税証明書（完納証明書）〔原本に限る〕	郵送（※）

※誓約書及び県税の納税証明書の原本は、「11 問い合わせ先」まで郵送してください。
6月30日（月）消印有効です。

○ダウンロード

交付申請書、誓約書等の様式は、下記の県のホームページからダウンロードしてください。

【香川県ホームページ】

香川県トップページ > 社会基盤 > 道路・交通 > 交通政策

「香川県公共交通利便性向上等支援事業費補助金（令和7年度）について」

ページ ID：54546

6 交付決定

県は提出された補助金交付申請書の内容を審査し、適切であると認めるときは、「補助金交付決定通知書」を送付します。

7 交付決定後の注意事項

補助の対象となる事業は、令和7年4月1日（火）以降に実施した事業のみです。

8 実績報告

県からの交付決定を受けた後、事業が完了した場合には、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は令和8年3月31日（火）のいずれか早い日までに、「事業完了実績報告書（様式第7号）」を提出してください。

実績報告の際に、①利便性向上・業務効率化に資する設備導入等に要する経費の場合は、設備の設置がなされたことが分かる資料（設置前及び設置後の写真）を、②職場の労働環境改善に資する施設改修等に要する経費等の場合は、施設の改修等がなされたことが分かる資料（改修前及び改修後の写真）等、事業の成果が分かるものを提出していただきます。

9 補助金の交付

補助金の支払いは、補助金実績報告書に基づき、実施された事業内容の審査と経費内容の確認等により交付すべき補助金の額を確定した後、請求書を提出していただく必要があります。

10 注意事項

事業の実施に当たっては、補助金交付要綱を十分ご確認ください。

11 問い合わせ先

〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1-10 香川県庁舎東館5階

香川県交流推進部交通政策課 総合交通グループ

TEL:087-832-3131 FAX:087-831-9606 e-mail:kotsu@pref.kagawa.lg.jp